

建築基準法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）により、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）の接道規制[※]に係る特例許可（以下「特例許可」という。）について、その運用実態を踏まえ、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合する幅員 4 m 以上の道に 2 m 以上接している建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合しているもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては接道規制を適用しない（以下「特例認定」という。）こととする手続の合理化が行われた。

※建築物の敷地は、幅員 4 メートル以上の建築基準法上の道路に 2 メートル以上接しなければならないこととするもの

今般、当該制度施行後の特例許可及び特例認定の運用実態を踏まえ、手続の更なる合理化を図るため、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「規則」という。）第 10 条の 3 を改正し、特例認定の対象を拡大することとする。

2. 概要

本改正により、特例認定の対象について、以下のとおり拡大することとする。

	現行制度	改正案
道の基準 （規則第 10 条の 3 第 1 項）	①農道等の公共の用に供する道 または ②位置指定道路の基準に適合する道	同左（改正なし）
建築物の用途及び規模に関する基準 （規則第 10 条の 3 第 3 項）	規模：延べ面積 200 m ² 以内 用途：一戸建ての住宅	<①の道の場合> 規模：延べ面積 500 m ² 以内 用途：劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場などの不特定多数が集合する用途以外のもの <②の道の場合> 規模：延べ面積 500 m ² 以内 用途：一戸建ての住宅／兼用住宅／長屋

※法第 43 条第 3 項に基づく条例により、敷地等と道路との関係に関して制限が付加されているものは特例認定の対象外とする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 5 年 12 月上旬

施 行：令和 5 年 12 月 13 日（水）（改正法の施行の日）

